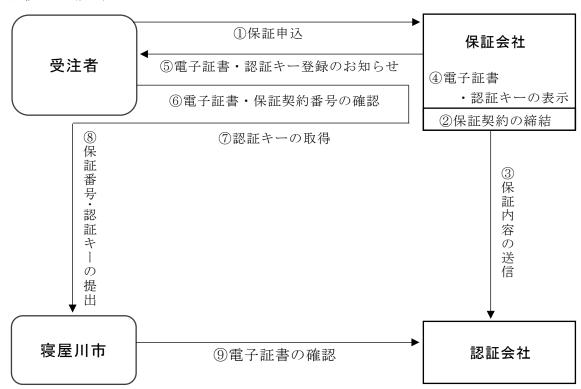
## 保証証書(契約保証及び前払金保証)の電子化対応について

受注者の負担軽減並びに契約事務の効率化及びオンライン化を促進するため、 建設工事及び測量・建設コンサルタント等における保証証書(契約保証・前払金 保証)の取扱いについて、従来の書面による提出に加え、電子証書の提出を可能 としましたので、お知らせします。

なお、今回の保証証書の電子化については、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社が発行する保証証書の みが対象となります。

記

## 1 手続きの概要



## 2 留意事項

(1) 保証契約の内容を変更する際、当初に書面による提出があったものについて保証契約の内容を変更する場合は、電子証書の対象になりません。全て書面での取扱いとなります。

## (2) 認証キー等の送信先

契約保証の証書:契約課宛て (keiyaku@city.neyagawa.osaka.jp)

前払金保証の証書:各担当課宛て(寝屋川市ホームページ→契約課掲示板

→入札・契約関係様式→解体工事(リサイクル)に要する

費用等の別添書面(発注担当課メールアドレス)参照)